

平成22年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績評価表

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。	機構は、機構法に定める各種業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供を広く行うように努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図りながら以下のとおり、各業務を遂行することとする。	機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。				
	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。				
<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>		A		
	公害健康被害者(被認定者)への補償給付等に必要費用の一部をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。					
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収				
(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・未申告督促及び委託商工会議所への指導を行ったことなどにより汚染負荷量賦課金の申告額に対する徴収率について、収納率99%以上を維持できた。23年度以降も収納率99%以上の維持を図っていく。 ・賦課金の適正な申告に向けて、平成20年度比50%増(57事業所)を上回る62事業所の実地調査を行い、適切な申告指導を実施した。今後も引き続き平成20年度比50%増の実地調査を行い、適切な申告指導を行っていく。 ・平成23年度に向けて、委託商工会議所に対してオンライン申告促進依頼、経団連等、各関係団体への働きかけ、さらには納付義務者の本社に対する働きかけなど、オンライン申告の促進を図った。今後も引き続き、未導入の事業所にはオンライン申告の促進を図っていく。 ・委託商工会議所へのヒアリングにより把握した意見を踏まえ、説明会をオンライン申告の手続きや利便性を中心とした内容に改善することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・未申告督促、実地調査、委託事業者の指導等的確な徴収業務が行われ、99%以上の高い徴収率が維持されている。 ・虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、昨年度より3事業所多い62事業所に対し実地調査を実施。適正な申告について指導し成果を上げるなど、実地調査は的確に行われている。今後は、効果的な実地調査の実施に向けた取り組みがどのようにされているかについて、業務報告書等に明らかにされることが望まれる。 ・徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により、平成20年度比8.46%の削減を実現し、委託費削減の目標が超過達成されている。 ・また、全国で納付義務者への説明会を開催し、申告書の作成や算定方法等の説明・指導が行われている。さらに、説明会におけるオンライン申告に関する説明を充実させるとともに、オンライン申告に関するホームページの機能を改善し納付義務者の利便性の向上を図るなど、オンライン申告の推進に努めた結果、オンライン申告の比率が全体の38%となっている。より一層の業務の効率化を図るためには、今後ともオンライン申告を強力に推進する必要がある。 	
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。	①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。	①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談及び質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する				
	②納付義務者による適正な申告・納付を図り、虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の硫酸酸化物を排出している工場・事業場に対して、平成20年度実績に比し50%増の実地調査を計画的に実施する。	②虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比50%増の実地調査を実施する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施		A		
業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付催告、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。 その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。	①徴収業務について、平成21年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成20年度実績に比し、7%以上の削減を図る。	①徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)においては、平成20年度実績に比し7%以上の削減を図る。				
	②民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減を図る。	平成21年度に実施済				
(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上				
納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	①納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。	①委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。				
	②汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。	②汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の監督、指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公害健康被害補償制度及び納付義務者への対応等に関して、より一層の習熟を図る。				
	③汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、汚染負荷量賦課金のオンライン申請の一層の促進を図る。	③汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請に係る具体的な操作方法等の説明を行うとともに、新年度の準備に入る1月にオンライン申請催告の依頼文書を発送すること等により、オンライン申請の一層の促進を図る。				
2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付		A	都道府県に対する納付金の納付を確実に行うとともに、業務システムの改良、現地指導の強化、オンライン申請の推進等により、事務処理の効率化が図られている。特にオンライン申請については、中期計画に掲げた目標であるオンライン申請の比率70%を達成することができた。今後も未導入の都道府県等に対し、オンライン申請導入を働きかけていく。 ・納付業務システムの改良、新型インフルエンザ予防接種費用助成事業への迅速な対応、補償給付費納付関係書類作成の手引き書等の見直し等及び都道府県等への現地指導、情報提供を推進することにより、事務処理の効率化を図った。今後とも引き続き事務処理の効率化を図っていく。	都道府県に対する納付金の納付を確実に行うとともに、業務システムの改良、現地指導の強化、オンライン申請の推進等により、事務処理の効率化が図られている。特にオンライン申請については、中期計画に定めた70%を超えている。しかしながら、未導入の理由を詳細に分析し、全ての都道府県がオンライン申請を導入するようさらなる努力を期待する。また、昨年度に引き続き新型インフルエンザ予防接種について迅速に対応したことは評価できる。
(1)納付申請等に係る事務処理の効率化	(1)納付申請等に係る事務処理の効率化	(1)納付申請等に係る事務処理の効率化				
都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。	①補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書(以下「納付申請等」という。)に係る提出書類の適正な作成方法を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引き等の見直しを行うなど、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。	①納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法を支援するため、必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。				
	②都道府県等が行う納付申請等の事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの見直しを行う。	②納付業務システムについて、環境省による補償給付の障害補償費等に係る年齢階層の改正等を踏まえ、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	③都道府県等が行う納付申請の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導においては、都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに、関係情報を国及び都道府県等に提供する。	③現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省や都道府県等が主催する会議の場で報告する等、国及び都道府県等へ情報提供を行う。				
(2)納付金のオンライン申請の推進	(2)納付金のオンライン申請の推進	(2)納付金のオンライン申請の推進				
納付金の申請等については、FD・オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。	都道府県等には、情報セキュリティ規程やシステム整備等の課題があるが、オンライン申請を促進するため、平成25年度までにオンライン申請の比率を、70%以上とする。	都道府県等のオンライン申請を促進するため、都道府県等への現地指導、環境省主催及び都道府県等主催の会議の場等を利用してオンライン申請の導入依頼を積極的に行い、着実な導入の促進を図る。				
<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>		A		
	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。					
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	(1)運用収入の安定的な確保 収入を安定的に確保することができた。今後とも、安全かつ有利な運用に努める。 (2)事業の重点化・効率化 ソフト3事業に係る申請について優先的に採択し、交付決定を行った。 (3)行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえた事業の見直し 行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、事業の見直しの検討をすみやかに開始した。		運用環境が引き続き悪くないで、運用方針に基づき、有利かつ安定的な収入の確保が行われている。しかしながら、一部の金融商品については、特定の条件下では利息収入が得られないため、今後は、金融商品の選定について見直す必要があると思われる。 行政刷新会議の指摘を踏まえ、予防事業としての役割が減少した事業の一部廃止、ぜん息患者のニーズに基づく新たな事業の創設等、ぜん息患者・地域住民の健康の確保・回復に繋がる事業への重点化を行うことができています。	
公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。	公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。	(1)収入の安定的な確保 公害健康被害予防基金の運用については、運用方針を策定し、安全かつ有利な運用に努める。 自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。	公害健康被害予防事業としての役割が減少してきた事業等の廃止・縮小を関係地方公共団体の協力・理解を得つつ円滑に進めるとともに、ぜん息等の患者の最新のニーズに基づく事業の改善の方向性を定め、ニーズに適切に応える事業の一部を平成22年12月から開始することを通じ、地域住民の健康の確保・回復につながる事業への重点化を推進することができた。	A		
	また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。	(2)事業の重点化・効率化 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。				
2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	(1)ニーズの把握と事業への反映 ①知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者の満足度や意見・要望が得られた。これらを踏まえ、個々の事業において、対象者のニーズを適切に反映するよう改善した。 ②患者団体等16機関に対してヒアリングを実施し、最新のニーズ等を把握した。今後はぜん息患者など事業対象者のニーズの把握と事業への適切な反映を継続的に行う仕組みを構築するため、患者団体等と意見を交換する場の設置に向けた検討を行う。 ③ぜん息患者等の新たなニーズに応えるため、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」に基づき、引き続き、事業の改善に努める。 (2)ソフト3事業の実施効果の適切な測定・把握のための調査 ソフト3事業のすべての事業において、事業の実施効果の適切な測定・把握のための本格調査を実施した。平成22年度本格調査の中間取りまとめ結果からは、行動変容、コントロール状態(症状)の維持・改善及び患者の日常生活の質(QOL)の向上への効果が期待される結果が示されている。今後は平成22年度本格調査結果をもとに事業内容の改善に向けた取り組みを行っていく。		行政刷新会議の指摘を踏まえ、患者団体等へのヒアリング調査を実施し、最新のニーズの把握を行い、新たな事業が創設された。また、事業参加者へのアンケート調査等から患者等の満足度やニーズを的確に把握し、事業内容へ反映させ、事業の改善が図られている。しかしながら、研修事業など参加者の数は必ずしも十分に大きいとは言えず、事業参加者へのアンケート調査においては、特定の傾向を持つ調査結果に取れぬ可能性が危惧され、参加者数の増加が必要である。	
効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることにより事業の改善を図る。				
また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。	また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談、健康診査及び機能訓練事業について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査について、本格調査を実施し、結果のとりのまとめを行う。		B		

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
さらに、環境省が平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直すこと。	さらに、平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、環境省、地方公共団体等とともに、適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。	さらに、環境省が平成22年度までの予定で実施している「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」について、情報収集に努める。				
3. 調査研究	3. 調査研究	3. 調査研究	(1)調査研究の公募による実施 ①環境保健分野に係る調査研究 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる課題15件を採択し、実施した。 ②環境改善分野に係る調査研究 「一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究」1件を採択し、実施した。 ③経理の適正化、透明性の確保 平成21年度会計検査報告における指摘を踏まえ、調査研究に係る不適正な会計処理の再発防止を図るため、必要な措置を講じた。今後も引き続き経理の適正化、透明性の確保に努める。 (2)調査研究の評価、研究成果の公表 ①調査研究については、評価委員会による年度評価及び事後評価を行い、評価結果については研究者等へフィードバックし、次年度の研究内容に反映させた。今後ともより良い研究を行うための評価等を適切に実施する。 ②環境保健分野の調査研究については、平成23年度が第8期調査研究の最終年度となることから、ソフト3事業の効果的な実践及び改善のための評価等に活用すべく取りまとめを行う予定である。 また、調査研究結果をパンフレット、マニュアルに取りまとめ、事業等への活用を図る予定である。 (第8期調査研究の成果を活用したマニュアル等の作成予定) ・行動科学的アプローチによる患者教育マニュアルの作成 ・呼気中の一酸化窒素測定マニュアルの作成 ・個別継続的呼吸リハビリテーションプログラムの構築等 ③環境改善分野の調査研究については、平成21年度に終了した「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査」の成果を、関連事業の場や自治体等での活用を前提に、エコドライブによる大気汚染物質(NOx,PM)等の排出低減効果を分かりやすく記載した一般市民向けのパンフレットとして取りまとめた。	A	調査研究を公募により実施し、評価委員会の事後評価がなされているとともに、研究成果をホームページで公表するなど、適切に実施されていると思われるが、テーマの固定化等を排除する観点から事業実施における公開性の確保が重要である。 平成21年度会計検査報告で指摘された調査研究に係る不適切な経理処理については、現地調査を実施するとともに、委託研究者を対象とした説明会において調査研究費制度の周知徹底を図るなど、様々な方法により適切な対応がとられている。 調査研究の成果として保有している特許については、調査研究終了時に受託者が出願費用を負担して出願したために権利が発生したものであり、現在のところ直ちに収益化する見込みはないとされているが、引き続き収益化の可能性について確認する必要があると思われる。	
(1)ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。 また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。	(1)環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談・健康診査・機能訓練事業の根拠となる知見の確立及び事業実施効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の汚染の改善に係る課題に重点化を図る。	(1)環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、継続1課題の研究を実施するほか、平成22年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、中期計画に則り、継続2課題の研究を実施するほか、平成22年度より開始する調査研究1課題を公募により実施する。継続1課題の新たな調査研究課題について、公募により実施する。				
	なお、新規に採択する調査研究課題については、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。	なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。				
	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する				
(2)調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。	(2)各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。	(2)各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。				
	さらに、研究成果については、研究発表会で公表するほか、ホームページ上で広く公開する。	また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。				
4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	(1)地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に係る知識の普及 ・講演会・講習会の開催、啓発資料の提供及び電話相談室の開設等を通じ、ぜん息等の予防・管理に関する適正な知識の普及、患者の自己管理支援に貢献することができた。実施した全ての事業について、アンケート有効回答者のうち80%以上の方から上位2段階までの評価を得ている。参加者アンケートを通じて得られた要望等は、今後の事業に適切に反映していく。 (2)大気環境改善に係る知識の普及 ・エコドライブコンテストについては、事業所数、車両台数とも前年を上回る参加を得、エコドライブに関する関心及び取り組みの重要性の認識を高めた。また、エコドライブ活動実施前後の比較では、コンテスト応募事業所全体の燃料削減量等から概算で約122,000 kgのNOx削減効果があったものと推計された。 ・エコドライブセミナーについては、前年度のセミナーで要望のあったエコドライブ優良活動事例の紹介を取り入れて15箇所で開催し、大気環境改善対策としてのエコドライブの普及を図った。アンケート有効回答者のうち80%以上の方から上位2段階までの評価を得ている。 (3)ホームページによる情報提供 「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」のホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。 平成23年度は、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ内容の見直しを行うとともに、「大気環境の情報館」を「ぜん息等の情報館」と統合する予定である。 (4)ぜん息患者等の最新のニーズを踏まえた事業の改善 ・ぜん息患者等の最新のニーズの把握に引き続き努めるとともに、事業の改善に向けた取り組みを進める。 ・東日本大震災の影響を考慮し延期した事業については、平成23年度に実施する予定である。	A	パンフレットの作成、講演会の開催、ホームページの活用等により情報提供や知識の普及に努め、アンケート調査で評価されている。また、行政刷新会議の指摘を受けてエコカーフェア等の事業を廃止したことは評価できる。 しかし、参加者数から見ると、未だ不十分であり、今後とも参加者増加に対する対策が必要である。 また、情報化のなかで、広報等については、インターネット等の活用による重点を移行する等、最適な広報媒体の選択についての検討がされることを望まれる。	
環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に進行。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	(1)地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する	(1)地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。				
	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。 また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。				
	(2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。 そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。	(2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
5. 研修の実施	5. 研修の実施	5. 研修の実施	<p>・実施したすべての研修において、参加者の80%以上の方から上位2段階までの評価が得られた。</p> <p>・平成23年度の健康被害予防事業従事者向け研修は、平成22年度に得られた研修生アンケートや医学専門家等で構成する検討委員の意見を踏まえ、研修カリキュラムの策定を行うとともに、ソフト3事業に従事する指導員の育成の強化に向けた研修コースを新たに計画する予定である。また、研修計画全体を関係者に早期に提示し、検討・参加を働きかける。</p> <p>・また、平成22年度から新たに実施したぜん息・COPDの患者教育、訓練指導等に関わる地域のメディカルスタッフ等を対象とした研修は平成23年度も継続して実施する。</p>	A	<p>行政刷新会議の指摘を含め、適切に研修内容の改善等が図られており、受講者からの評価も比較的高いが、その受講者の数は必ずしも多くはない。受講者数の伸び悩みに対する対策は今後の重要な課題である。</p>	
地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。	地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。				
	また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。				
6. 助成事業	6. 助成事業	6. 助成事業	<p>・地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化して実施した。引き続き、自治体と連携して、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復に対応していく。</p> <p>・公害健康被害予防事業としての役割が低下してきている最新規制適合車代替促進(助成)事業を廃止する等、事業の見直しを行った。廃止にあたっては、その方針を平成22年8月に助成対象地方公共団体に通知するとともに、本年度、同事業について交付決定を行った地方公共団体の担当部局へ個別に説明し、協力・理解を得ることができた。</p> <p>・事業の種類、規模ごとの定額の基準額の設定にあたっては、自治体への説明会を複数回開催する等、設定の経緯や考え方について、途中段階を含めて細かく説明することにより、事業の縮小を招くことのないように努め、関係自治体の理解を得ることができた。</p>	A	<p>環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化が図られている。また、大気環境の改善分野に係る助成事業については、行政刷新会議の指摘を踏まえ、予防事業としての役割が減少した最新規制適合車代替促進事業を廃止するなど、社会情勢を勘案しつつ事業の重点化が図られている。</p>	
助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。	(1)環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。	(1)環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。				
	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。				
	なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査について、本格調査を実施し、結果の取りまとめを行う。				
	(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。	(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の改善の改善につながる事業を実施する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>		A		
	環境保全に取り組む民間団体の活動を支援するため、民間団体(NGO/NPO)による環境保全活動に対する助成(助成事業)を行うとともに、調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修(振興事業)を実施する。					
1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	(1)情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上 支払申請用Excelマクロファイルの提供により、助成団体の事務処理の効率化に大きく寄与することができた。また、このファイルの利用が機構の事務の効率化にもつながった。今後も助成団体の利用を高めるとともに、使い勝手のよいファイルとなるよう修正を図っていく。 (2)助成事業に関する周知・広報の強化 地球環境基金についての理解を深めるため、早期に募集案内を決定、公表することにより、全国各地で助成金説明会を実施し、周知・広報を行うことができた。引き続き広報の充実強化に努める。 (3)事後評価結果の反映等 平成21年度事後評価結果を踏まえ、平成23年度募集案内の要望審査の観点(審査基準)に追加要素となる事項として反映させた。 また、地球環境基金助成事業の実施後、活動の実施に自信を持ち、継続した活動を行う環境NGO・NPOも多く、行政や企業との協働ができる環境NGO・NPOが育っており、助成活動の実施による着実な成果も上げられている。 今後も地球環境基金事業の実施を通じて、環境NGO・NPOによる環境保全活動を一層支援していく。		助成期間(原則3年)を厳守することにより助成先の固定化が防止された。地球温暖化防止・生物多様性保全等の国の政策に基づく重点分野に助成を行い、海外においてもアジア太平洋地域での助成活動に重点化されている。また、第三者委員会による事後評価結果を、助成金募集要領に反映させるとともに、評価結果がホームページで公表されている。さらに、申請書類の電子データをホームページ上で公開するなど申請者の利便性が高められている。 今後とも、助成事業の重点化、事後評価結果の活用並びに事務処理の効率化による利便性向上が図られることを期待する。	
(1)助成先の固定化の回避	(1)助成先の固定化の回避	(1)助成先の固定化の回避				
助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年間を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年間を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。				
また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。	また、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大のための取組を進める。	また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。				
(2)助成の重点化等	(2)助成の重点化等	(2)助成の重点化等				
助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。 また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。				
(3)処理期間の短縮	(3)処理期間の短縮	(3)処理期間の短縮				
助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間については、平成20年度実績を維持すること。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。		A		
(4)第三者機関による評価を踏まえた対応	(4)第三者機関による評価を踏まえた対応	(4)第三者機関による評価を踏まえた対応				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する				
	助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。 また、平成21年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。				
(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置				
募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	①募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査を行うことにより、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)で維持する。	①募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)を維持する。				
	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。				
	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。				
2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項				
(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 環境NGO・NPOの活動状況の把握 2年目となった環境NGO・NPOの活動状況に関する調査について、地方環境パートナーシップオフィス運営団体等の協力を得て、関東甲越ブロックのデータ2,186件を収集することができた。平成21年度調査分は機構ホームページで既に公開しており、関東甲越ブロックのデータも早期に公開する予定である。 (2) 研修・講座の実施 4月に研修・講座計画を公表し、早期に企画募集等を行うことができた。しかし、募集した16講座に対し、優れた企画提案がなかった4講座については、実施しなかった。 効果的な研修・講座を実施するために、研修・講座参加者からの研修ニーズを把握・分析し、さらに研修・講座運営団体の担当者とのミーティングを経て、運営上の課題、意見、要望等を把握した。これらの中で出された研修効果を高める提案を参考に、平成23年度研修・講座計画を立案した。今後も、受講者、運営者の意見・要望を把握し、研修・講座事業を実施していく。			平成21年度から3年計画で、環境NGO・NPOの活動を調査する事業を開始し、当年度は2,186件の団体情報を収集することができている。なお、平成21年度収集したデータについては、ホームページ上で公開している。また、研修参加者からのアンケート調査により、研修ニーズの把握に努め、意見・要望を研修や講座に反映させ、参加者から高い評価が得られている。しかしながら、参加者数の少ないものもあり、今後とも、NGO・NPOの活動の調査結果及びアンケート調査を踏まえて研修内容を一層充実すべきである。
調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化する	調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。				
(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施				
受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	地球環境基金の知名度を上げるための広報活動の強化に努めた結果、過去10年間の中で最高の寄付件数を得ることができた。しかし、寄付総額は昨年度より減少したことから、今後更に新規寄付者の開拓に努める必要があると考えられる。この点も含め、今後とも、広報・募金活動の強化を図って行きたい。 また、地球環境基金の運用については、今後とも、安全かつ有利な運用を行う。	A	基金の運営において、民間からの寄付総額の維持に努めており、その広報等を含めた努力は評価できる。しかしながら、昨年度と比較して寄付金額が減少しており、地球環境基金に相応しい寄付金等の獲得に今後も努める必要がある。額の拡大につながる具体策が、検討され実施されることが望まれる。	
地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること	地球環境基金の拡充に向けて、広報募金活動の充実強化を図る。このため、広報活動の充実などを図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。	地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる増殖を図る。				
また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。				
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>			助成業務を適正に実行し、助成金の交付状況がホームページで公表されている。また、昨年度の当委員会からの指摘に基づいたホームページの改善が着実に実施されており評価できる。	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減(軽減事業)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進(振興事業)に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。			A		
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	PCB 廃棄物処理基金に係る軽減事業及び振興事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表した。今後も適正な助成金の交付を実施するとともに、交付状況を機構ホームページで公表する。			
<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>			資金運用を含め、積立金の管理を適正に行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知が適切に実施されている。	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を環境再生保全機構に積み立てる。					
最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。	維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに利息額の算定通知及びその払渡しについて、適正な管理を行うとともに、安全性の確保を最優先とした運用計画に基づく資金運用を行うことができた。今後も引き続き事務処理手順の更なる合理化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努める。	A		
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>		A		
	石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも長期間にわたり増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取り組みを行う。					
1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・政令改正施行日(7月1日)に向け、新聞等により集中的に広報・広告を実施し、フリーダイヤルの問合せ件数やホームページのアクセス件数が増加しており、一定の効果が認められた。 ・医師、医療機関向けの広報・周知は、セミナーや雑誌広告で地道に広報をし、制度の内容や手続きについて周知が進んできている。今後とも診断の向上のための情報提供と合わせ、制度、手続きの周知を行い、申請や迅速な認定につなげていく。 ・住民相談会、インターネットのリスティング広告、交通広告、石綿ばく露の多い業種への説明などきめ細かな広報活動を行い、一定の効果があつた。今後とも、地域性や関連業種などの絞りを効果の高い広報を選択して実施する。 	A	対象ごとに効果的な媒体が選択され、適切な形で広報がされている。また、指定疾病追加の政令改正施行日に向け集中的な広報が行われていることは評価できる。	
(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	(1) 年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、確実かつ広範な広報とともに、都道府県に加え市町村及び関係団体等との連携を図りつつ、地域性等にも考慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。	(1) 救済制度の広報については、これまで行ってきたアンケート調査等をもとに、広報の効果をできる限り客観的に把握した上で、①広報すべき相手方の特定、②効果の高い手法・時期の選択を行う。その結果を広報計画に取りまとめ、計画的に広報を実施する。22年度は、指定疾病の追加が予定されていることから、その実施に必要な広報を適切に実施する。その際、関係省庁、都道府県、市町村、関係団体、医療関係者等とも広く連携を図ることとする。また、広報活動におけるアンケート調査や、認定時アンケート、電話問い合わせでの確認などを通じ、幅広く効果測定を実施し、広報活動に役立てる。		A		
(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。	(2) 救済制度に関する相談・質問事項等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済給付制度及び申請手続の説明を行うなど迅速な救済を図る。	(2) 本部、大阪支部における無料電話相談や、相談窓口での制度・手続きの説明、現地相談会を引き続き適切に行う。22年度は、指定疾病の追加が予定されていることから、必要な手引きの作成・配布、保健所等受付担当者への説明・研修の実施、必要な情報のホームページへの掲載を行う。				
2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・被認定者アンケート等の結果をもとに、広報対象の選定や申請書類の改善等を行うことができ、制度の周知や効率的な運用に資することができた。 また、制度利用アンケート結果を石綿健康被害救済小委員会における制度見直しの議論に提供することができた。 さらに、保健所担当者アンケートを新たに実施したところであり、23年度の保健所説明会や保健所受付業務の改善に役立てることとしている。 ・医師・医療機関の制度認識の向上に向けては、医学会でのセミナーの実施やターゲットを絞った医師向け手引きの配布を行い、医師等の認識は高まっていると考えられる。 その結果、医療従事者からの紹介の増加、十分な資料が添付された申請の増加といった効果が見られている。 ・認定業務の迅速化・正確性の確保のための石綿小体計測精度管理事業、石綿繊維計測機関成事業を実施し、特に石綿小体計測については、計測日数減につながったとの効果が見られている。 ばく露状況調査の成果は、広報対象の絞り込みや判定申出業務の円滑化に役立てることができた。 ・情報公開については、ホームページ掲載を中心に、統計集の取りまとめ等において関係者のニーズに応じた情報を公開することができた。 	A	認定患者等のニーズをアンケート調査により的確に把握し、その結果により広報や申請・認定・給付手続を改善するなど、制度の運営改善に向けた努力、制度全体についての見直しの努力が適切にされている。また、認定状況をホームページで公表するなど、情報公開が積極的に行われている。 また、3月11日に発生した東日本大震災に関して、被災地域に在住する認定者等の安否確認を行うとともに、認定者が書類を紛失した場合でも通常どおり受診できるよう関係者に通知するなど適切な対応がなされている。	
(1) 認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。	(1) 認定患者等に対するアンケート調査を行い、認定患者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。	(1) 被認定者や遺族等へのアンケートを実施し、制度運営や広報へ反映させる。また、医療関係者、保健所担当者についても、セミナー、説明会等の場を活用してアンケート等により意見の聴取を図る。				
(2) 医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。	(2) 認定業務を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図るとともに、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。	(2) これまで申請・給付に関わった医療機関等に、速やかな申請等の手続き、円滑な医療給付が行われるよう、手引き等の送付など情報提供を徹底する。22年度は、指定疾病の追加が予定されていることから、追加疾病の取扱いの多い医療機関を中心に、新たな手引きの送付等、周知を適切に行う。また、引き続き、医療関係者向けセミナーや石綿小体計測精度管理事業に取り組む。				
	(3) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。	(3) これまで蓄積してきたデータ等を活用し、ばく露状況など被認定者の発症の背景や、療養の実態、健康管理状況などを把握し、認定・給付業務や制度広報に活かしていく。また、環境省など関係機関の実施する研究・調査に積極的に協力していく。				
(3) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。	(4) 認定や給付の状況など、救済制度の運用について随時及び年次で情報を公開する。	(4) 引き続き、受付・認定状況や調査・事業の内容について随時公表するとともに、統計集などで提供していく。また、ホームページで提供する情報の充実を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新認定・給付システムへの移行について、当初予定どおり8月末までに完了し、業務の効率化を図ることができた。前年度未処理分と今年度申請受付分等を合わせ1,707件(前年度2,284件)について審査、平成22年度は1,189件(前年度1,759件)の認定等を行い、また、16,046件の支払いの処理を適切に行った。 ・処理期間の短縮について、申請・請求の受付から医学的判定の申し出までの期間の削減に努め、療養中の方の場合には、医学的判定1回で認定等に至る案件の期間は、前年度55日が今年度52日、同じく追加資料を求められたものは65日が63日に短縮されるなど、一定の短縮ができた。引き続き、申請から医学的判定の申し出までの期間の減少、認定等決定まで1回の医学的判定で済む件数の比率の増加等各種取組を組み合わせ、処理期間の短縮を図る。また、申請者等に審査経過の情報を提供するため、医学的判定の申し出の際に現在の処理状況を申請者あてに文書で案内する、新認定・給付システムの機能を活用し、部内で審査経過の情報を共有することにより、申請者等からの照会に対し最新の状況を速やかに回答するといった改善を行った。 ・指定疾病の追加に対応するため、申請手続きのための手引き等を作成し、保健所説明会を通じて周知を図った。追加疾病の審査に必要となった申請者等の石綿ばく露の確認については、環境省ほか関係省庁と連絡・調整を図りながら、必要な聞き取り調査を行った。 ・救済給付については、新認定・給付システムへの移行に伴い事務処理の効率化が図られた。また同システムへの移行に合わせて業務実施マニュアルの改訂を行い、事務の標準化が図られたことにより、確実な支給を行うことができた。 ・認定更新業務については、申請漏れにより当該認定の更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の未提出者に対して督促を確実に実施したことにより、漏れなく更新手続きが完了できた。 ・石綿肺の診断等に関する支援事業の実施については、22年度は健康管理等の事業を実施するための基礎をつくり、対象者1名に対して健康診断を実施することができた。 	A	<p>新認定・給付システムが円滑に本格稼働となり、各事案の処理状況についてリアルタイムで把握することが可能になるなど、申請から認定・支給までの業務期間の短縮が図られている。また、石綿救済制度が発足してから5年が経過し、認定の更新時期を迎えたことから、申請漏れにより当該認定の更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の未提出者に対する督促を確実に実施したことにより、漏れなく更新手続きが完了できている。</p>	
(1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族弔慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。	(1) 患者等の増加傾向にともない、認定等についての業務量の増加が見込まれるため、認定等に係る事務処理を迅速かつ的確に行うとともに、保健所等での円滑な受付などの確保を図る。	(1) 環境省などと協力し、申請・請求から認定・給付までの期間短縮に取り組む。新認定・給付システムを活用し、申請・請求から認定・給付に至るまでの段階毎の処理状況を把握し、認定・給付業務を適切に実施する。指定疾病の追加に伴い、担当者用マニュアルを改訂する。保健所担当者が指定疾病追加を含め、認定申請業務等に的確に対処できるように「保健所等申請受付マニュアル(仮称)」、「救済給付の手引き」等の改定・見直しを行い、保健所担当者説明会を実施する。		A		
(2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。	(2) 認定患者等の増加傾向にともない、支給についての業務量の増加が見込まれるため、医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。	(2) 新認定・給付システムを活用するとともに、業務実施マニュアルに基づき、迅速かつ的確な事務処理を実施する。		A		
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・新認定・給付システムが22年夏に円滑に本格稼働に至ったことにより、申請から認定・支給までの業務の効率化や、ヒューマンエラーが回避でき業務の安定的実施を図ることができた。具体的には、申請から給付までのデータを一元管理できるようになり、個人情報の適切な管理や、事務処理日数の減少にもつながるなどの効果をあげている。 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、引き続き、研修等により、社内職員のルールの遵守を確保していく。 	A	<p>新認定・給付システムが円滑に本格稼働となり、業務の効率化、個人情報の管理など情報セキュリティが向上するなど、情報管理システムが適切に運用されている。</p>	
業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報を適切に管理すること。	(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図るとともに、認定、給付の状況についてのデータをもとに業務の適切な運用を図る。	(1) 新認定・給付システムを的確に運用するため、人事異動の都度、情報システム及び情報セキュリティ研修を実施し、さらに業務実施マニュアルの遵守を徹底する。新認定・給付システムの運用過程において、業務実施マニュアルと実務に乖離等が生じている場合には、検討のうえ、随時同マニュアルの見直しを行う。		A		
	(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の取扱いに関する規則を定め、各業務の担当課長を管理者として管理を厳格に行う。	(2) 実施規程等の定めに基づき整備した業務実施マニュアルの遵守を徹底するため、研修等により的確な運用を図る。		A		
5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収		A	<p>拠出金は、適正かつ円滑に徴収・収納されている。</p>	
救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し納付手続きに係る周知を図り、適切に拠出金を徴収する。	特別事業主からの特別拠出金について、適切な徴収及び収納を行う。	特別拠出金の徴収は着実に実施した。	A		
6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・指定疾病追加については、改正政令施行までに必要な手引き等の改訂・追加、保健所説明会などの対応を行うことができた。 ・法施行後5年の見直しについては、今後とも石綿健康被害救済小委員会や環境省の検討状況を踏まえて必要な対応を行う。 	A	<p>指定疾病の追加について、手引き改訂、保健所説明会の実施など適切に対応されている。</p>	
法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	環境省における救済制度の見直しの検討状況について、情報の収集を図る。		A		

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
1. 組織運営	1. 組織運営	1. 組織運営	(1)業務体制の効率化 業務内容等に変更のあった部における課の編成、所掌事務、人員配置の見直しを行ったことで、業務の現状や社会からの要請に対応して、業務体制をより効率的なものにできた。 また、管理・運用の一元化の実現に向け、各部との調整ができた。 今後も引き続き、業務の現状や社会からの要請を踏まえ効率化を図って行く。 (2)内部統制の強化 ①「内部統制基本方針」を制定すること等により、理事長がリーダーシップを発揮するための環境整備を推進することができた。 ②「内部統制基本方針」の研修を役員員に対して行うことで、内部統制の考え方や仕組みを周知するなど、内部統制を適正に運用した。 ③理事長は、課長以下の職員との意見交換を通じて、独立行政法人を取り巻く社会情勢や経営理念を伝えるとともに、情報・伝達経路が機能しているかどうかを確認することができた。 ④リスク管理委員会を新たに設置することで、リスク管理を強化するための基盤を整えることができた。 ⑤コンプライアンス研修及びチェックシートによる日頃の業務・行動の自己検証により、役員員にコンプライアンスの重要性を再認識させることができた。 ⑥「コンプライアンス・マニュアル」に内部統制の重要な要素とらえている「ホウレンソウ」を盛り込むことにより、「ホウレンソウ」が内部統制や業務の円滑な推進のために重要であることを役員員に再認識させることができた。 ⑦機構の全情報システムについてのリスク分析や情報セキュリティ監査を実施することで、機構全体の情報セキュリティの強化を図ることができた。 今後とも内部統制の強化については、「内部統制基本方針」等に沿って着実に実施するとともに、機構内外のリスクについて、迅速な情報交換、分析及び評価等を行い機構の運営に適切に反映させる。 また、次年度以降も情報システムのリスク分析や情報セキュリティ監査を業務の現状や社会情勢の変化等を踏まえた手法や内容で実施することで、機構全体の情報セキュリティレベルの着実な向上を図る。 (3)監事による内部統制の評価 監事所感を受け、今後とも内部統制のさらなる強化に取り組んでいく。	A	予防事業部において、ぜん息患者の健康管理等を環境保健事業に重点化を図る目的で組織の改編を行い1課削減したことは、組織の効率化の観点から評価できる。 各部における共通した業務の一元化については、資金の管理・運用の一元化に向けた検討が進められている。 内部統制については、以下に掲げる施策を実施し適切に対応しているが、リスク管理等については、社会情勢の変化を踏まえた見直しを今後とも継続する必要がある。 ①内部統制を有効に機能させるため、新たに「内部統制基本方針」を策定し、研修等を通じて役員員に周知徹底を図るなど、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を強化した。また、内部監査体制を強化するため監査室に専任の職員を配置した。 ②理事長は、理事会(理事、部長が出席)をはじめ、コンプライアンス推進委員会等の各種委員会及び内部監査等を通じて組織にとって重要な情報の把握に努めた。また、年度初め等の節目節目に全職員に対して法人のミッション等について訓辞を行った。さらに、全職員を対象とした少人数の意見交換会を開催し、法人のミッション等の周知徹底を図るとともに、情報・伝達経路が正常に機能しているかの確認を行った。 ③「内部統制基本方針」に基づき、リスク管理委員会を新たに設置、組織で取り組むべき重要な課題(リスク)の見直しを実施するとともにリスクへの対応を検討した。 ④監事監査において、重要項目の一つとして内部統制に着目した監査を行い、監査の結果は監事所感により理事長へ報告された。 ⑤電子メール添付ファイルの暗号化が実施され、情報セキュリティ体制の強化が図られている。	
(1)組織体制及び人員の合理化目標の明確化	(1)組織体制及び人員の合理化の明確化	(1)組織体制及び人員の合理化				
業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 なお、合理化に向けた組織体制等の基本的事項については、「Ⅷ. 2. 職員の人事に関する計画」に定め、具体的な合理化に向けた計画については、年度計画において明示する。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 具体的な合理化目標の計画については、「Ⅷ2. 職員の人事に関する計画」において明示する。				
(2)内部統制(コンプライアンス)の強化	(2)内部統制(コンプライアンス)の強化	(2)内部統制(コンプライアンス)の強化				
役員員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。	役員員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等の速やかな策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。	コンプライアンス・マニュアルを活用し、職員に対するコンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。				
また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。	コンプライアンス推進委員会において、定期的な法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。				
(3)大阪支部の廃止 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成25年度に廃止すること。	(3)大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成25年度に廃止すること。					
(4)石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。	(4)石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織の見直しを行う。	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に必要に応じて組織の見直しを行う。				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考	
				評価	左記の評価の理由、根拠等		
2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	(1)一般管理費及び業務経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費ともに、計画を上回る削減となっており、今後も適切な予算執行に努める。 (2)人件費・給与水準の適正化 給与水準の適正化については、俸給表の見直し等の結果、平成20年度のラスバイス指数113.9(地域・学歴勘案111.6)に比して平成21年度は1ポイント程度低減し112.1となった。 今後は昇給幅の見直し等を含めた、給与構造の見直しを検討する。 (3)随意契約等の見直し		業務の効率化等の努力の結果として、一般管理費及び業務経費の削減率が超過達成となっている。引き続き事業の外部委託等、経費の削減に努力することが望まれる。また、随意契約の見直し等の努力についても評価できる。他方、人件費の対国家公務員比が依然として高く、是正への努力をこれまでよりも高める必要がある。		
	機構の業務運営の効率化を図るため、外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。また、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。	(1)業務運営の効率化 事業部ごとに設置されている外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映させる。	①競争的契約の割合は、前年度(91.8%)に比べ3.1%アップの94.9%となり、概ね「見直し計画」に沿った契約を行うことができた。 ②競争性のない随意契約の件数は5件と前年度11件から6件減少した。 なお、競争性のない随意契約の5件については、契約監視委員会が随意契約することでやむを得ないとして整理したものである。また、一者応札・応募の件数についても、9件と前年度12件から3件減少することができた。 ③今後も、「見直し計画」に基づき、引き続き入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の徹底に努める。 (4)監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック特段の指摘を受けていないが、今後とも入札・契約の適正な実施に努めていく。				
		(2)外部委託の推進 サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。					
(1)経費の効率化・削減	(1)経費の効率化・削減	(3)経費の効率化・削減					
一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。					
①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行うこと。	①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行う。	①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、中期計画の削減目標(15%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成22年度予算を作成し、その予算の範囲内で、競争的契約の推進による調達コストの縮減を図るなど、業務の効率化に努める。					
②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、中期計画の削減目標(5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成22年度予算を作成し、その予算の範囲内で、競争的契約の推進による調達コストの縮減を図るなど、業務の効率化に努める。					
③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。	③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年間にわたる5%削減を実施するとともに「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく取組を平成23年度まで継続する。	③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく取組を実施する。					
また、機構の給与水準(平成19年度、事務・技術職員)は、対国家公務員指数で114.7に下がった(平成18年度指数119.3)ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。	また、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表する。	また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。					
④その他 官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施すること。	④その他 官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施する。						
(2)随意契約の見直し	(2)随意契約の見直し	(4)随意契約の見直し					

A

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。				
①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	①新たな「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定予定)に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。また、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。				
②特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	②特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	②企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について経理部で審査を実施する。また、業者の選定に当たっては、契約担当部以外の者を審査に加えることとする。				
また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	③監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。				
3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	石綿健康被害救済事業の見直しなどで作業が多かったが、より細かな節電を行うよう取り組んだことで、前年度以上に削減することができた。今年度については温室効果ガス削減目標(平成22～24年度において平成18年度比3%削減)を達成することができた。今後も引き続き、照明、OA機器等の電気使用量の削減に努める。特に夏期においては、東日本大震災に伴う節電対策に取り組む。また、電気使用量以外についても、機構の全ての事務・事業において、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等に取り組むため、取組方針と目標等を定め、必要な取組を行い、それらを継続的に改善し、確認・評価するPDCAサイクルについて、平成23年度より実施すべく検討を行った。	A	電気使用量が計画以上に削減されたことにより、温室効果ガスも計画以上の削減が図られている。また、環境報告書を作成するなど、業務は適切に実施されている。	
業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。				
(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。	(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、公表する。	(1) 平成21年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する				
(2) 温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。 (参考) 平成18年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO2 平成18年度比3%削減量 80,403 kg-CO2				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
IV. 財務内容の改善に関する事項	IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		A		
1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画				
		(財務の状況)		A	平成22年度の総利益は16億円であり、その主な要因は、公害健康被害補償予防助定における経費の縮減等[0.5億円]と承継助定における利息の収支差等[15億円]によるものである。 利益剰余金は、前年度末の95億円に対して、平成22年度は、繰越積立金取崩額0.3億円、当期積立額16億円を計上し、当期末残高は111億円となっている。	
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化し、延滞発生時の初期動作等に重点的な取組を行うこと等、個別債権の監視強化により、正常債権以外の債権の圧縮を図った。この結果、回収額は36億円(平成21年度38億円)を上げたものの、東日本大震災の発生等の影響により、正常債権以外の債権の圧縮額は33億円となり残高は349億円となった。 また、サービスの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成20年度期末の委託債権残高の2割増(28億円)を数値目標としているが、新たに3億円の新規委託を行った。 東日本大震災に伴う新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況が続いており、個別債権の管理を今後とも厳格に行っていくことが肝要と考えている。	A	平成22年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、349億円と前年度末に比べ33億円減少した。その主な要因は、回収が36億円、貸倒償却が10億円である。 サービスの新規委託については、当年度3億円の新たな委託を行い、中期目標に対する達成率は75%となっている。 景気の悪化にもかかわらず、計画的な債権回収が進められており、サービス等の利用も適切に行われている。今後とも、個別債権管理を厳格に行い、回収を強力に推進すべきである。 なお、東日本大震災に関しては、被災地に所在する債務者に対して現地調査を実施するなど現状把握に努めている。今後とも継続して現状把握に努め適切に対応する必要がある。	
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことにより、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。 また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービスに委託し、本中期目標期間中におけるサービス委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。 なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求する。	(1)承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政投融資資金の返済を確実に進めていく必要がある。 平成21年度期首において約470億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)の残高を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮することを目標とする。 なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮するために、 ① 約定弁済先の管理強化 ② 返済催告 ③ 厳正な法的処理 ④ 迅速な償却処理 に積極的に取組む。 さらに、平成22年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。				
	①約定弁済先の管理強化 債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が遅れる恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。	特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生時の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。				
	②返済催告 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定期間化に努める。	また、②の返済催告にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定期間化することにより、延滞の早期解消を図る。				
	③法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。					
	④償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したものの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。					
	(2)サービス委託の推進と経費の効率化・削減					

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、中期計画期間中に業務運営の効率性の範囲内で、平成20年度末の委託債権残高(見込157億円)の2割に相当する債権を新たにサービサーに委託することを見込む。 ただし、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。なお上記の正常債権以外の債権の処理にあたっては、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、貸倒損失の補填に必要な補助金(未収財源措置予定額を上限とする)が、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、平成22年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託するよう引き続き努め、本中期計画期間内での早期目標達成を目指す。 また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、32億円交付されることを予定している。				
	V. 短期借入金の限度額	IV 短期借入金の限度額	資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年4回(5月、9月、11月、3月)の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。	A	計画的かつ機動的な資金管理により、限度内での借入を行い、財投借入金等の償還が円滑に実行されている。	
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。	平成21年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。				
3. 保有資産の見直し	VI. 重要な財産の処分等に関する計画	V 重要な財産の処分等に関する計画				
戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期目標期間中に売却すること。	戸塚宿舎については、本中期計画期間中に売却する。	戸塚宿舎の土地については、前年度に引き続き売却に向けた準備を進める。	従来の売却に向けた情報収集等に努めたことはもとより、あらたに国庫納付に向けた準備等に積極的に取り組んだ。	B	戸塚宿舎の処分について、処分に向けた作業を進めていたが、東日本大震災の影響で中断している。期限までの処分に向けた適切な対応を期待する。	
	VII. 剰余金の使途	VI 剰余金の使途				
	なし	なし				
		(保有資産の見直し)				

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
V. その他の業務運営に関する重要事項	VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
	1. 施設及び設備に関する計画	1. 施設及び設備に関する計画				
	なし	なし				
	2. 職員の人事に関する計画	2. 職員の人事に関する計画	研修については、内部統制の強化、職員の知識向上及び士気高揚のため、各種研修を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員を派遣した。 階層別研修では、管理職には特に部門の目標管理を通じて部下を育成する方法を、係員には部門の目標を達成するために必要な改善企画提案の方法を、課長代理・係長には部下と上司をつなぎ部門目標を達成するファンリテーションの方法を学ばせることで組織力の向上を図った。また、研修の成果を組織内で情報共有するための報告会を新たに実施し、研修結果のフィードバックと本人の研修効果の向上を図った。 今後も研修内容の見直しや新たな試みを取り入れ、より効果的な研修の実施に努める。	A	事業管理部において事業分担等を見直すとともに職員1名が削減された。また、職員の資質向上のため階層別研修を新設するとともに、人事評価制度に基づく昇給・賞与額の決定等が行われている。 常勤職員の削減目標を達成し、その他、適切な人事管理が行われている。	
機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。 また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。	(1) 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。具体的には、管理部門と事業管理部の縮減等を図る。	(1) 管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、事業管理部の常勤職員数1名の削減を図る。				
	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため各種研修を実施する。	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。				
	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。				
	(4) 人員に関する指標	(4) 人員に関する指標				
	①管理部門(総務部・経理部)及び事業管理部については、業務の改善・見直しを進めることにより、期末の常勤職員数を期初の9割以下とする。	・期初の常勤職員数 145人 ・平成22年度中に1人削減				
	②大阪支部を廃止することに伴い、支部の職員を2名削減する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H22年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	<p>③石綿健康被害救済法の見直しに合わせ実施する組織全体の見直しに際しては、必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮する。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数146人 期末の常勤職員数の見込み140人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み6.614百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>					
	3. 積立金の処分に関する事項	3. 積立金の処分に関する事項		A		
	前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。	前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。	公健勘定においては、自己収入で取得した固定資産の減価償却に31百万円を充てた。		業務財源に必要な金額を積立金として承認を受け、承認に沿って執行されている。自己収入で取得した固定資産の減価償却はもともと予定された使途であるが、今後は計画に明記することが望まれる。	